

第47号議案

神戸市立公会堂条例の一部を改正する条例の件

神戸市立公会堂条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立公会堂条例の一部を改正する条例

神戸市立公会堂条例(昭和34年3月条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条の表神戸市立兵庫公会堂の項を削る。

第2条第1号中「神戸市立御影公会堂を除く」を「神戸市立西公会堂に限る」に改め、同条第3号中「神戸市立西公会堂を除く」を「神戸市立御影公会堂に限る」に改める。

別表神戸市立兵庫公会堂の項を削る。

附 則

この条例は、令和元年8月13日から施行する。

理 由

神戸市立兵庫公会堂を廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。



	第2集会室	<u>900</u>	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>3,300</u>
	第3集会室	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	<u>2,600</u>
略	略	略	略	略	略

	—				
	—	—	—	—	—
	—				
	—	—	—	—	—
	—				
	—	—	—	—	—
	—				
	—				